

平成25年定例第4回市議会会議録(第1日)

平成25年12月6日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 修一	議会事務局係長	松藤 典子
次長	梶嶋 久男	書記	柿野 孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原 親	企画財政課長	坂田 良二
副市長	高野 道生	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山 俊英
教育長	藤原 喜雄	介護健康課長 兼地域包括支援センター長	野田 浩
監査委員	平井 常雄	福祉事務所長	梅津 俊朗
総務部長	吉開 忠文	環境衛生課長	富重 巧斉
市民生活部長	松藤 泰大	農林水産課長	坂梨 一広
環境経済部長 兼企業誘致推進室長	横尾 健一	商工観光課長	吉開 均
建設都市部長	石橋 慎二	上下水道課長	加藤 康志
教育部長 兼教育総務課長	江崎 昌昭	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津 一義
消防長	塚本 哲嘉	教育部指導室長	藤木 文博
総務課長	馬場 洋輝	都市計画課長	河野 恭徳

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査、定期監査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 議案第56号 消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- (8) 議案第57号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第58号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第59号 みやま市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第60号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第61号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第62号 財産の貸付けについて
- (14) 議案第63号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (15) 議案第64号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (16) 議案第65号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (17) 議案第66号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）

午前9時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまより平成25年第4回みやま市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。中島議会運営委員会委員長、お願いします。

○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）

おはようございます。平成25年第4回定例会の運営につきまして、11月26日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、請願2件、議案11件でございます。

次に、本会議の開催は、本日12月6日から12月18日までの13日間といたします。

また、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について以下申し上げます。

請願第4号につきましては厚生常任委員会に付託、請願第5号は総務文教常任委員会に付託いたします。議案第56号の1件につきましては全体審議いたします。また、議案第57号から議案第61号までの5件につきましては各常任委員会付託いたします。それから、議案第62号から議案第66号までの5件につきましては全体審議いたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで皆さんにお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの13日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの13日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、10番中尾眞智子君、11番内野英則君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査、定期監査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について。

監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員、お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）

改めておはようございます。それではまず、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

私たち監査委員2名は、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成25年7月分を8月27日、8月分を9月27日、9月分を10月28日に実施をいたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も認められず、指摘事項もなく、全て適正に処理をされておりましたことを御報告いたします。

次に、平成25年度定期監査の結果の御報告を申し上げます。

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定により毎年期日を定めて行うもので、今年度はみやま市の財産を定期監査の対象といたしました。

期日につきましては、平成25年10月17日から11月20日まで行いました。

対象の施設といたしましては、17節の公有財産購入費と18節の備品購入費でございます。

まず、公有財産購入費につきましては、購入価格の評価は適正であるか、また、土地の取得及び処分については適正に行われているかなど。

それから次に、備品購入費につきましては、購入数量は需要量に見合ったものになっているか、また、備品の管理は適正になされているか等に重点を置き、監査をいたしました。

また、その財務規則にのっとり適正に処理されているか、特に備品につきましては担当職員立ち会いのもと、可能な限り備品台帳と現物とのチェックを行いました。

その検査の結果、公有財産につきましては、おおむね適切な管理がなされていると認められましたが、売却可能な公有財産につきましては早急に売却できるように努力をされるよう要望をいたしておきます。

次に、備品につきましては、平成25年度中の購入、それから支出事務等は財務規則にのっとり適正に処理をされていると認められました。しかし、総体的な備品の管理、保管状況については、備品台帳に登録されているが現物が見当たらないものや、また、廃棄処分、所管がえ等の移動の記録漏れ、それから標識、シールでございますが、この添付漏れなどの不備が見受けられました。

なお、小・中学校の19校につきましては、若干の差は学校によってございましたが、事務担当職員が配置されていることもあり、おおむね適正に管理されておりましたが、公民館、それから体育センター等、関係施設におきましては、管理が外部委託であることから不十分なところが見受けられました。

今後は、標識、シールの添付方法を統一し、また、備品台帳の備えつけを各所管、施設ごとにするなど、よりよい管理方法を検討され、台帳と現物を定期的に点検し、適切な管理に努められるよう要望いたします。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております別添監査報告書を御高覧賜りたいと存じますが、今後も最小の経費で最大の効果を上げるよう、行財政改革で経費節減の推進に努められるよう望むものでございます。

以上、簡単でございますが、平成25年度定期監査の結果の御報告といたします。

日程第4 請願付託の報告について

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 請願付託の報告について。

請願第4号 社会福祉法人瀬高保育園建設に関する請願書について、紹介議員の説明を求めたいと思います。11番内野英則君、お願いします。

○11番（内野英則君）（登壇）

それでは、社会福祉法人瀬高保育園建設に関する請願書について説明いたします。

最近の社会情勢の変化に伴い、ゼロ歳児の保育依頼が急激に増加しています。また、福岡県条例の改正により、ゼロ歳児の保育設備基準が1人1.65平方メートルから3.3平方メートルとして2倍の面積に改善されました。そこで、瀬高保育園もこれに速やかに対応されておりますが、現在の園舎では許容面積が非常に狭く、4歳から5歳児の園児を伸び伸びと元気よく、また明るく、心身とも丈夫で創造性のある子という保育目標達成には支障が生じています。これでは、職員の皆さんが日々工夫を重ね、保育に専念されても、当事者である園児の皆さんに十分に活動してもらえないのが現状であります。

そこで、35年以上たった園舎の老朽化、さらには耐震設備の不備にも配慮され、新園舎の建設を決意されたものであります。計画案としては、定員200名、延べ床面積1,600平方メートル、鉄筋づくり2階建て、あわせて、病児・病後児施設を併設する内容での建設計画を立案されております。しかし、病児・病後児保育は、現在の社会状況として欲求が高いにもかかわらず、国の建設補助金がありません。

そこで、一時期は病児室を資金的に断念せざるどころまで考えられました。しかし、みやま市民の子育ての中の親の苦労等を考えられ、あえて病児室設置を決断されたものであります。また、この病児室の設置に関しては、みやま市の小児科の医院からも切なる願いがあっ

ていることも申し添えます。

この事業は、我が愛する緑豊かなみやま市の将来の人口増加策の一端を担えるものであり、この事業により、若者がみやま市に定住し、結婚し、安心して子供を産み育てていく未来を切り開く一方策として御賛同いただき、病児室設置建設費補助を切にお願いされているものであります。どうかこの請願の願意をよく酌み取りいただき、御審議賜りますようお願い申し上げ、紹介にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

請願第4号は、厚生常任委員会に付託をいたします。

請願第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願につきまして、紹介議員の説明を求めてまいります。3番上津原博君、お願いします。

○3番（上津原 博君）（登壇）

請願第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願の理由を説明いたします。

大きな趣旨としては、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要と考えております。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があるというふうにも考えております。

こうした観点から、政府予算編成において、1つ、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人学級とすること。

2つ目として、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1にすることということで、政府予算編成において、こういったことを実現していただきたいというふうに思います。

したがって、地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出していただくよう十分な審議をしていただき、お願いするものであります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

請願第5号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案の一括上程を行います。

議案第56号から議案第66号までの11件を一括議題といたします。

日程第6 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．市長の提案理由説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、平成25年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案について御説明申し上げます。

本議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております議案第56号 消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議案第66号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）までの11件でございます。

まず、議案第56号 消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、消費税法の一部改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第57号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第58号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、みやま市税条例の一部改正と同様に地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第59号 みやま市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正に伴い、税外収入金の納付に係る延滞金の割合の特例を定めるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第60号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定につきましては、下水道計画区域の行政区及び自治会等が管理する公民館等の浄化槽について、下水道供用開始までの間、寄附採納により市が管理する浄化槽とみなし、市が維持管理できるようにするため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第61号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地

方税法の改正に伴い、市営住宅の家賃に係る延滞金の割合の特例を定めるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第62号 財産の貸付けについては、市有地を大規模太陽光発電事業用地として貸し付けを前回同様の額にて貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第63号から議案第66号までの4件につきましては、平成25年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の補正予算は、まず、4校の統合小学校の整備に向け、用地の造成設計や校舎の基本設計に要する経費を追加いたしております。

また、安全・安心のまちづくりを推進するため、老朽化した街路の改良事業費や保健福祉施設の設備改修費を計上いたしております。

このほか、福祉サービスの利用者増加など不足する見込みとなっております障害者福祉費の扶助費を追加いたしております。

また、特別会計予算につきましては、国民健康保険事業及び介護保険事業の事務費を計上し、生活排水処理事業は浄化槽設置工事を追加いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第7 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第56号 消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

○総務部長（吉開忠文君）（登壇）

おはようございます。議案第56号 消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、消費税法の一部改正に伴い、地方消費税を含む消費税の税率が現行の5%から平成26年4月1日より8%へ改定されるため、みやま市立学校施設設備利用条例外23件の関係条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、可決いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

日程第8 議案第57号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 議案第57号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤市民生活部長、お願いします。

○市民生活部長（松藤泰大君）（登壇）

おはようございます。それでは、議案第57号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等が公布、施行されたことに伴い、みやま市税条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について御説明をいたします。

最初に、条例第47条の2、個人住民税における公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収についてでございますが、現在、年金より特別徴収されていた人が市外へ転出した場合、または特別徴収税額が変更になった場合は、特別徴収を停止し、普通徴収に切りかえていたものを、平成28年10月1日以降は、切りかえずに継続して年金より特別徴収できるようにするために改正するものでございます。

次に、条例第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等についてでございますが、現在、4月、6月、8月の年金支給の際に徴収される仮特別徴収税額については、前年の10月、12月、2月の特別徴収税額である本徴収額の合計額の3分の1としていたものを、平成28年10月1日以降は、前々年分の公的年金等所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1相当額の3分の1とするために改正するものでございます。

次に、附則関係の改正でございますが、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式等と一般株式等を別々とする課税制度に改正されたこと等に伴う改正でございます。

参考といたしまして、資料を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

議案第56号の——議案第56号でよかでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

議案第57号です。

○5番（瀬口 健君）続

議案第56号は質問できんとですか。

○議長（牛嶋利三君）

なかです。

○5番（瀬口 健君）続

打ち切りですか。ああ、そうですか、はい、わかりました。

○議長（牛嶋利三君）

いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

ないようですから、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号は厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第9 議案第58号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．議案第58号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤市民生活部長、お願いします。

○市民生活部長（松藤泰大君）（登壇）

それでは、議案第58号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等が公布、施行されたことに伴い、みやま市国民健康保険税条例について所要の改正を行ったものでございます。

改正の主な内容は、みやま市税条例の改正同様、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が上場株式等と一般株式等を別々とする課税制度に改正されたこと等に伴い、改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号は厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第10 議案第59号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第59号 みやま市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

○総務部長（吉開忠文君）（登壇）

議案第59号 みやま市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、地方税の延滞金の割合の見直しが行われたことに合わせまして、税外収入金の納付に係る延滞金の割合の特例を定めるために条例を改正するものでございます。

改正の内容は、附則に1項を追加し、本則で定める延滞金の割合につきまして、当分の間、国が定める特例基準割合を用いて引き下げるものでございます。

参考といたしまして、後ろのほうに資料を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜り可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号は総務文教常任委員会に付託をすることと決定いたしました。

日程第11 議案第60号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第60号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。石橋建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（石橋慎二君）（登壇）

おはようございます。それでは、議案第60号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、下水道計画区域内の行政区及び自治会等が管理する公民館等の浄化槽について、下水道供用開始までの間、これらの寄附採納を受けることで市が管理する浄化槽とみなし、市が維持管理できるよう所要の改正を行うものでございます。

現在、下水道計画区域においては下水道工事が行われておりますが、地区によっては工事が完了するまで30年以上の期間が見込まれ、その間、市が設置している浄化槽と同様に市が

維持管理できるよう寄附採納の係る措置の対象とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第12 議案第61号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第61号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。石橋建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（石橋慎二君）（登壇）

それでは、議案第61号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、地方税の延滞金の割合の見直しが行われたことに合わせまして、市営住宅の家賃に係る延滞金についても、その割合の特例を定めるため、条例を改正するものでございます。

参考といたしまして、別紙資料を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

大変簡単な質問で恐縮ですけれども、今、みやま市にも随分、市営住宅がございますけれども、総計幾らぐらいの滞納金があるのか、よければ報告をいただきたいと思います。

（「課長を呼びますので」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと担当課長を呼びますので、しばらくお待ちください。（「よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）はい。

○建設都市部長（石橋慎二君）

ただいまちょっと係長のほうを寄せまして、金額の総計を今出していますので、ちょっと……

○議長（牛嶋利三君）

ああ、そうですか。ちょっとよろしゅうございますか、8番議員さん——はい。（「よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）

今、8番議員さんの質問で、担当部署のほうで資料準備をしておるということでございます。

したがいまして、ちょっと暫時休憩をいたします。

午前10時06分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど8番議員さんからの質問に、建設都市部の部長が担当課に説明させますということでございます。担当……（「まず最初に」と呼ぶ者あり）部長がやられますか。石橋建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（石橋慎二君）

済みません、先ほどおくれまして。総額で、住宅のほうで滞納額が1,642,900円でございます。それと、駐車場が32,500円でございます。総額で把握しておりますので、住宅ごとにはうちのほうでは把握はできておりません。

以上でございます。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

それは累積で、単年度で。いつまでの数字かきちつと言わんと、あんた、そういう曖昧なことはでけんばい、答えとして。

○議長（牛嶋利三君）

河野都市計画課長。

○都市計画課長（河野恭徳君）

お答えいたします。

平成18年度、合併してからの滞納金の総計が、先ほど申した金額ということになりますので、年度ごと——よろしいでしょうか。（「いやいや、そうじゃなくて」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと14番、立って質問してください。14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

結局ね、その数字、漠然としたってね、累計なのか、単年度でしとるのか、そういうことをきちつとせんとね、単なる数字を言われたって困るわけですから、それは両方よかったら——わかればですよ、教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

河野都市計画課長。

○都市計画課長（河野恭徳君）

平成18年度から平成24年度までの累計でございます。（「年度ごとはわからん」と呼ぶ者あり）わかります。（「じゃあ、お願いいたします」と呼ぶ者あり）

まず、家賃の分ですが、平成18年度が90,900円、平成19年度が127千円、平成20年度が124千円、平成21年度、平成22年度はございません。平成23年度が92,800円、平成24年度が1,208,200円。

それと、駐車場の分ですが、平成23年度が2,500円、平成24年度が30千円。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。14番坂口孝文君、最後ですよ。

○14番（坂口孝文君）

はい。平成24年度が上がっている理由をちょっと、よかったらお願いいたします。平成24年度はえらい上がっておりますね。

○議長（牛嶋利三君）

河野都市計画課長。

○都市計画課長（河野恭徳君）

平成24年度の家賃の算定におきまして、一般的には所得申告をしていただいた分で決定するというようになっておりますが、一部の方が申告なされておらないということで、最高限度額で調定をさせていただいております。その関係で、今のところ未納ということになっておりますので、そういう金額になっておるといことで御理解をお願いしたいと思います。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第13 議案第62号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第62号 財産の貸付けについて、提案理由の説明を求めます。横尾環境経済部長兼企業誘致推進室長、お願いします。

○環境経済部長兼企業誘致推進室長（横尾健一君）（登壇）

おはようございます。それでは、議案第62号 財産の貸付けについて、提案理由の御説明

を申し上げます。

本件は、市有地を大規模太陽光発電事業用地として貸付料を減額して貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

減額貸し付けにする財産の種別は土地で、所在は、みやま市瀬高町東津留10番1外3筆で、合計1万5,752平方メートルでございます。

貸し付けの目的は、市が誘致を進めております大規模太陽光発電の用に供するため、貸付料を減額して貸し付けるものでございます。

貸付料は年額2,205,280円で、単価は1平方メートル当たり年額140円でございます。

次に、貸付期間は平成26年1月1日から平成45年12月31日までの20年間で、相手方は株式会社みやまエネルギー開発機構でございます。

資料といたしまして、次のページ以降に所有地の一覧、位置図を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第14 議案第63号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第63号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

おはようございます。それでは、議案第63号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算にそれぞれ228,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17,426,976千円といたしております。

まず、予算書4ページでございます。

債務負担行為補正でございますが、4小学校の統合校舎の建設に係ります用地の造成設計と校舎の基本設計等につきまして、平成26年度までの2カ年で行いますために次年度の委託料の限度額を定めるものでございます。

続きまして、予算書5ページ、地方債補正でございます。

過疎対策事業を追加いたしておりますが、生活排水処理事業特別会計におきまして浄化槽

設置工事の追加を行っております。これに伴いまして、高田地区の浄化槽設置分の2分の1相当額に過疎債を充てるものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の8ページでございます。

まず、10款. 地方交付税は、一般財源の額を調整し、計上いたしております。

続きまして、14款1項1目. 民生費国庫負担金は、歳出予算と連動いたしまして社会福祉費負担金、それと児童福祉費負担金を追加いたしております。障害者福祉に係ります経費の追加に伴うものでございます。

また、14款2項3目. 土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金を追加いたしております。踏切改良工事に係ります道路橋りょう整備事業交付金3,900千円及び街路整備工事に係る交通安全対策交付金39,000千円でございます。

次に、15款. 県支出金でございます。15款1項1目. 民生費県負担金は、1節、社会福祉費と2節、児童福祉費に係る県負担金を追加いたしております。

続きまして、予算書12ページをお願いいたします。

15款2項2目2節. 老人福祉費補助金は、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金でございますが、3つの介護基盤施設の開設に対しまして交付されるものでございます。

また、3節. 児童福祉費補助金、安心子ども基金事業費補助金は、子ども・子育て支援システムの導入に対するものでございます。

次に、19款になります繰越金は、前年度繰越金の決算額に応じて追加いたしております。

14ページになります。

21款. 市債は、高田地区の浄化槽設置工事の追加に対しまして過疎対策事業債を追加するものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書15ページになります。

まず、3款. 民生費、1項3目. 老人福祉費は、介護基盤緊急整備事業費12,150千円を追加いたしております。

平成26年4月開設予定の小規模多機能型居宅介護施設1カ所、また、グループホーム2カ所につきまして、県補助金を受けまして開設準備経費の補助を行うものでございます。

次に、4目. 障害者福祉費でございます。92,690千円は、給付費の増加によりまして扶助

費の追加を行っております。それとまた、前年度精算によります国県補助金の返還金を計上いたしております。このうち、自立支援給付費は、障害福祉サービス費や補装具給付費を追加いたしておりますが、施設入所によります生活介護サービスなど利用者の増加に伴います不足見込み額の追加でございます。

次に、予算書16ページ、3款1項8目。保健福祉施設費、あたご苑管理費は、電気料金の不足見込み額や老朽化した空調設備の改修費を追加いたしております。

続きまして、3款2項1目。児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業費は、保育を要する全ての児童に認定を行うという新制度につきまして、平成27年度からの開始に向けてコンピューターシステムを導入するものでございます。

次に18ページ、4款。衛生費、1項1目。保健衛生総務費は、生活排水処理事業特別会計に対し過疎債を充てました充当分を繰り出すものでございます。

また、3目。保健事業費の健康診査事業費は、がん検診の予約制導入などによりまして受診者が増加いたしました。その結果、委託料の不足見込み額を追加いたしております。

次に、4目。環境衛生費は、有明広域葬斎施設組合負担金を計上いたしております。柳川市と共同で葬斎施設の更新を行いますために、不動産鑑定委託料など葬斎施設組合への負担金の追加でございます。

次に、8款。土木費について御説明申し上げます。

8款2項3目。道路新設改良費、社会資本整備総合交付金事業費でございます。江浦町の中島踏切の改良費につきまして、人件費の高騰など西日本鉄道株式会社に対する負担金を追加するものでございます。

また、予算書20ページになります。

8款4項2目。街路事業費は、都市計画街路瀬高駅八幡2号線の整備工事65,000千円を計上いたしております。老朽化した車道の改良や歩道のバリアフリー化など一体的に整備するものでございます。

続きまして、10款。教育費でございます。

10款2項1目。学校管理費は、教室の空調設備導入などによりまして光熱水費が不足する見込みとなっております。決算見込み額に応じて追加いたしております。

また、4目。学校施設整備費は、小学校建設事業費10,060千円を追加いたしております。平成28年4月の4校統合小学校の開校を目指しまして、建設予定地の地質調査や造成設計、

それから校舎の基本設計などを行うための経費でございます。

続きまして、22ページでございます。

10款3項1目は、小学校同様に中学校の光熱水費を計上し、続きまして、10款4項2目、公民館費は類似公民館建設費補助金を追加いたしております。これは作出公民館の改修工事に係るものでございます。

なお、後ろのほうになりますけれども、参考として予算資料を添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、議案第63号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第4号）の概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第15 議案第64号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第64号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

続きまして、議案第64号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算にそれぞれ2,152千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,075,082千円といたしております。

予算書6ページになりますが、歳入予算は前年度繰越金を追加いたしております。

また、歳出予算の1款1項1目、一般管理費でございますが、被保険者証を郵送するための経費を追加いたしております。

現在、行政区長にお願いをいたしております国民健康保険の保険証の送付につきまして、個人情報保護の観点などから簡易書留の郵送に変更するものでございます。通信運搬費やシステム改修費を計上いたしております。

以上、議案第64号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第16 議案第65号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第65号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第65号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算に1,129千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,377,121千円といたしております。

まず、予算書4ページでございます。

債務負担行為補正でございますけれども、今年度から2カ年間で介護保険事業計画を策定いたしますために、翌年度の委託料の限度額を定めるものでございます。

続きまして、歳入予算になります。

歳入予算は、前年度の繰越金を計上いたしております。

また、歳出予算でございます。

1款1項1目. 一般管理費、介護保険事業計画の策定委託料700千円を追加いたしております。この計画は、平成27年度から平成29年度までの3カ年間の介護サービスの予測見込み量やサービスの基盤整備などについて定めるものでございます。

続きまして、7款1項2目. 償還金でございます。前年度精算に基づきます県補助金の返還金を計上いたしております。

以上、議案第65号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要を御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第17 議案第66号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第66号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

引き続きまして、議案第66号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ50,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ454,731千円といたしております。

まず、予算書4ページになります。

地方債補正でございますが、浄化槽整備工事の追加に伴いまして市債を追加するものでございます。

続きまして、予算書7ページからでございます。

歳入予算は、歳出予算と連動いたしまして、1款1項1目、事業費分担金、6款1項1目、一般会計繰入金、9款1項1目、下水道事業債をそれぞれ計上いたしております。

また、歳出予算になります。

浄化槽設置工事費を追加いたしております。今年度は規模の大きな浄化槽設置がありましたことや、また、住宅建設に伴います浄化槽設置工事の申請が多いことなどから、予算が不足する見込みとなっております。55基分を追加いたしまして、市民の皆様からの要望に応えるものでございます。

以上、議案第66号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）の概要を御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は12月9日となっておりますので、御承知おきを願いたします。

午前10時38分 散会